2　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川（以下「鳴瀬川」という。）の左支川である多田川は、宮城県大崎市鳴子町川渡の向山開拓地や鳥屋山をはじめとする標高400m程度の山地を水源とし、大崎平野を南東へ貫流し、名蓋川、渋川、渋井川、大江川等の支川と合流し、大崎市三本木町で鳴瀬川に合流する流路延長35km、流域面積126㎢の河川である。

多田川は、その流域に大崎市の市街地などを擁する治水上重要な河川であるが、河道流下能力が不足している箇所が存在し、また、洪水の際に鳴瀬川の水位が高いと多田川から鳴瀬川への流入が阻害されることなどにより、多田川の水位が上昇する（以下「背水」という。）ことから、梅雨期や台風による豪雨の際には、洪水による浸水被害がたびたび発生している。昭和23年９月には多田川流域で堤防が決壊するなど甚大な被害に見舞われたほか、近年では、平成14年７月の洪水により、浸水家屋168戸、浸水面積0.67haに及ぶ被害が発生している。

多田川の治水対策は、平成24年11月に鳴瀬川水系河川整備基本方針が、平成26年８月に鳴瀬川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ変更され、整備計画に基づき、昭和22年９月の戦後最大規模の洪水に対応した河道配分流量（以下「本件河道配分流量」という。）を流下させ、背水に対応した堤防の整備を行うことを目標とし、順次河川改修が実施されているところである。

本件事業は、既設の堤防の断面が不足しているため流下能力が低く、鳴瀬川の背水による影響を受けることから、水害の危険性が極めて高い本件区間について、本件河道配分流量を安全に流下させ、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、鳴瀬川の背水に対応した堤防が整備されることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年３月に、任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響を調査しており、その結果によると、振動については法令に定められた基準を満足するとされている。騒音については法令に定められた基準を超える値が見られるものの、仮囲いの設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成27年12月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるヒシクイ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンブナ、メダカ南日本集団及びマルタニシその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているホソバイヌタデが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、大崎市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、堤防の断面が不足しているため流下能力が低く、鳴瀬川の背水による影響を受けることから、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、水門及び自己流堤案、水門及び背水堤案並びに背水堤案（以下「申請案」という。）の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は最も多いものの、水門設置が必要となる他案に対し、河道内の施工がなく河川環境への影響は最も小さいこと、築堤工事のみであり出水の影響を受けず、水門設置等の大規模な工事を伴わないことから最も施工性に優れ、施工期間が最も短く早期に公益を発揮できること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、堤防の断面が不足しているため流下能力が低く、鳴瀬川の背水による影響を受けることから、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、大崎市長を会長とする江合・鳴瀬・吉田川水系改修促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県大崎市役所